

たんの小史

ふるさとと端野

②

私たちのまちの生いたち

(その4)

端野村・相内村分村意見書の可決

明治三〇（一八九七）年六月、屯田兵が未開の地、下野付牛（端野）、野付牛（北斐）、上野付牛（相内）に入地以来二〇余年の歳月が流れ、野付牛は勿論のこと下野付牛の端野、上野付牛の相内ともに、一村独立の能力と機能を備えるまでに発展してきました。

大正八（一九一九）年二月、当時野付牛町会議員であり、旧屯田（端野）戸主の東仁太郎ら四人と旧屯田（相内）戸主田中安太郎等の外町会議員一〇人が連署し、野付牛町会議長に対し端野、相内の二村分割を建議（「意見を申し立てる」）しました。この建議書は裏面に記載の通りです。

さらに、翌九（一九二九）年二月二日開会の町会に、分村を強く要望する端野、相内地区の五人の議員が連署をもって、「野付牛町ヨリ分割シ端野、相内内村ヲ設置セ

ラレントノ意見書ヲ其筋へ提出アラントコトヲ望ム」との建議案が提出され、町会では、端野・相内は民意、資力ともに備え時代の推移が村を経営するに十分であると認め、満場一致で可決されました。

分村意見書の提出

前記の分村意見書が可決された同月九日、前田駒次野付牛町長は北海道庁長官と網走支庁長に対し、裏面に記載した「意見書提出ノ件」を提出しました。

また、この意見書にはその説明資料として次のような分村理由書が添付されていました。

その概要は

第一 分村理由書

当町ハ東西十一里南北八里、広表（面積）実二三十七方里ニシテ、明治三十年屯田兵ヲ配置セラレ、同四十二年ニ至リテ二級町村制の実施ヲ觀ルニ至リシカ、鉄道ノ開通ト共ニ勃然トシテ發展シ、大正四年置戸、武華両村分割ト共ニ一級町村ニ昇格シタリ、爾來北見ノ中枢タル当町ハ、農商共ニ著シク進展シ現在抱擁戸数五千五百、人口二万七千余等尚益々増加ノ現況ニアリ、（省略）農村部落ニ於テモ相内内区域八百余戸四百余人大正八年度町費納税総額一万四千六百円弱、端野村区域九百余戸四千五百余人同納税総額一万七千二百余円ニ上リ、各一

村トシテ分離シ自治体トナリテ独立經營シ得ベキ資質充分ノミナラズ、今後移民來住ノ未開地豊富ナレバ、向上發展ヲ觀ルコト瞭然ニシテ且ツ両村共屯田兵村トシテ古キ歴史ヲ有シ、隣保援佑ノ美風アレバ分村後ニ於テハ特殊ノ良村ヲ現出スベキ望アルヲ以テ、当町ヨリ分割シテ新村ヲ樹立スルハ住民ノ自営心涵養上ニ於テモ必須ノ事由アリト思料セラル、而已ナラズ、行政上各自適切ノ施設ヲナシ得ベキニ依リ、分村ノ実行ハ相互ノ利益ナリト認ム。（以下省略）

第二 町村名

端野村（タンノムラ） 相内村（アイノナイムラ）

第三 境界の表示

裏面記載の北海道庁告示第一七四号に記載のとおり

第四 広表

端野村 東西四里 南北五里 十二平方里

第五 新設役場の位置

上常呂原野基線東十六号〜十七号間公共用地

第六

区域ノ人口（大正八年一二月三一日現在）
九一一戸 四五六四人

第七

資格者調べ（大正八年一二月三一日現在）
公民権 二二七人 村会議員選挙 六〇八人
（裏面に続きます）

意見書提出ノ件

野付牛町ヲ分割シテ端野村・相内村設置ニ関シ、本町会ヨリ監督官庁ニ左記意見書ヲ提出セントス

記

分村ニ関シ意見陳情書

一、本町ハ東西十一里南北八里ニシテ其廣袤実ニ三十七方里、明治三十年屯田兵ヲ配置セラレ同四十二年ニ至リテ二級町村制ノ実施ヲ見ルニ至リシカ、鉄道ノ開通ト共ニ勃然トシテ發展シ、大正四年四月置戸・武華ノ二村ヲ分割シタルモ、北見中枢ノ本町ハ農商共ニ發展シ、現在ニ於ケル抱擁戸數五千、人口二万八千余ヲ算シ尚将来増加ノ現況ナルモ、農村部落ト市街地トハ其風習自ラ異ニシテ、而モ唇齒輔車ノ如ク離ル可ラサルモノアリト雖モ、市街地ニ於ケル現在戸數既ニ三千五百余、人口一万八千人ニ垂ントスルニ於テ、商工業ノ發展実ニ著シキモノアリ農村ヨリ分離独立スルモ優ニ一町トシテ自治体トナリ經營スルニ充分ニシテ、農村部落ニ於テモ端野・相ノ内村ハ別紙図面ニヨル分村区域内何レモ千余戸五千余人ニシテ、是カ八年度町費納税額ヲ見ルニ、共ニ二万三千余円ニ登

レバ、本町ヲ分割シ茲ニ端野村・相ノ内ヲ設置スルハ、住民ノ自営心涵養上ニ於テモ必須ノ事由ナルヲ以テ、制第六十条第三項ニヨリ意見及陳情候也

ヲ提出スル所以ナリ。
右建議ス
大正八年二月八日

野付牛町會議長

野付牛町長 前田駒治

網走支庁長 殿

北海道庁長官 殿

建議案

現在ノ野付牛町ハ尨大ニシテ、而モ日ニ月ニ開拓進展スルニ從ヒ、人口モ亦増殖シ為ニ、自治ノ完全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ円滑ヲ欠クハ勿論、日常ノ事務ノ取扱上極メテ不便尠カラザルモノアリ、殊ニ期間ノ迫リタルモノ、如キ遂ニ徹底シ得ラザルモノアルニ至ルハ甚ダ遺憾トスル所、之ニ反シ区域縮小スルトキハ事業ノ進捗企画等之力欠陥ヲ補フコトヲ得、故ニ旧三中隊ノ区域タル相之内東ハ西十号線ヨリ西ハ武華村ニ界シ、北ハニコロ山脈分水嶺、南ハ置戸村界ヲ以テ一村獨立分離シ、一方旧一中隊ノ区域タル端野ヲ、東ハ東九号ヨリ南ハ網走郡ニ界シ、西ハニコロ山脈分水嶺ヨリ少牛ニ至リ、常呂川ヲ經テ常呂村界ヲ互リ網走郡ニ界シ、以テ獨立分離スルハ時勢ノ要求ニシテ、亦何レモ獨立自治ノ負擔ニ堪ユルコトヲ得ルモノト認ムルヲ以テ本案

野付牛町會議長前田駒次殿

田中 誠

- 東 仁太郎 印
- 永見 芳助 印
- 田中安太郎 印
- 服部 淺吉 印
- 岩崎 猶藏 印
- 中村市三郎 印
- 齊藤伊兵衛 印
- 杉本 三吉 印
- 伊藤伝右工門 印
- 松浦復一郎 印